= 受講のしおり =

この度は(公財)熊本YMCA・日本語教師養成講座にお申し込みいただき誠にありがとうございます。

2018年度クラスのレッスンを受講されるにあたり、以下の事項についてご確認いただきますようお願い致します。記載内容等につきまして、ご不明な点やご質問がございましたら受付窓口にお問い合わせ下さい。

(1) クラス開講期間

春期生 2018年4月 ~ 2019年3月 秋期生 2018年10月 ~ 2019年9月 *全クラス年間42回のレッスンです。

(2) クラス形態

全クラス定員8名で、担任制によるグループレッスンです。

(3)受講に際して

受付にてメンバーズカードをご提示の上、名札をお取り下さい。授業終了後、名札は元の場所にご返却下さい。名札には皆様へのお知らせや各種ご案内を添付する場合もございます。

なお、<u>教室内での携帯電話の使用は堅くお断りしています</u>。レッスン中は電源をお切り下さい。

(4) 欠席・遅刻に際して

グループレッスンでは定期的な学習によってその効果が現れます。できるだけ遅刻、 欠席がありませんようお願い致します。万一、欠席や遅刻の場合は、できるだけお早め に受講されているYMCAにお電話にてご連絡いただきますようお願い致します。

(5) 休講について

原則として休講はありませんが、講師の傷病や事故によりやむを得ず休講となった場合には、後日補講を実施します。ただし、台風や地震などの天変地異による休講の場合は補講の実施はいたしませんので予めご了承下さい。

いずれの場合においても、可能な限り受講者の皆様へは連絡致しますので緊急連絡先のご登録をお願い致します。また、住所、電話番号などご登録内容の変更があった場合は速やかにご在籍のYMCAにご連絡下さい。

(6) 授業日について

2018年度の授業は、巻末のレッスンカレンダーに基づき実施致しますので必ずご確認下さい。

(7) 実践期間の指導について

後期模擬授業の2週間前と1週間前の土曜日に、通常授業に加え、担当講師による最大60分の個別指導を実施いたします。また、在籍人数によっては、一人一人に模擬授業の時間と可能な限り時間をとってフィードバックを行うために、模擬授業と模擬授業のフィードバックの授業日が通常より30~60分程度長くなることがあります。

(8)修了証について

出席率70%以上の方には修了証(日本語/英語記載)をお渡しいたします。

- ※休会中は欠席扱いとなります。
- ※出席日数は申し込み日ではなく、当講座開講日からカウントいたします。
- ※実践のみの半年受講の方には終了証はお出ししておりません。
- ※30分以上の遅刻は欠席と見なしますのでお気をつけください。

(9)休会及び休会料について

ご都合により休会(月単位)される場合、原則として休会希望月の前月10日までに 所定の届出用紙を受付にご提出下さい。手続きにあたっては、電話・FAX・電子メ ールでの対応は一切行いませんのでご承知おき下さい。また、休会される場合、1ク ラス・1ヶ月ごとに1,080円の休会料を申し受けます。休会料は休会月の前月2 6日に引落させていただきます。なお、前月11日~末日までに届出がなされた場合、 事務手続きの関係上、休会希望月の参加費が引落される場合がありますので、予めご 承知おき下さい。(後日、休会料を差し引いた額を返金致します。)

一括納入の方が休会される場合は、休会1ヶ月につき納入額の1/12より休会料を 差し引いた額を返金致します。% 休会期間は最長3ヶ月とします。

(10) 退会について

ご都合により退会される場合、原則として退会希望月の前月10日までに所定の届出 用紙を受付にご提出下さい。手続きにあたっては、電話・FAX・電子メールでの対 応は一切行いませんのでご承知おき下さい。なお、前月11日~末日までに届出がな された場合、事務手続きの関係上、退会希望月の参加費が引落される場合があります。 (後日、返金致します。)また、月半ばで退会される場合、退会月の参加費の返金は行 いません。予めご承知おき下さい。

一括納入の方が退会される場合は、既に納入された参加費より在籍月数×参加費月額 (参加費用一覧に掲載の金額)を差し引いた金額を返金致します。

(12) 参加費(月額)及び教材費(年額)の納入方法について

分割払いの場合、参加費(月額)は各月26日に翌月分を指定金融機関より引落させていただきます。なお、一括納入をご希望の方は、現金にて納入して下さい。

区分	参加費		*************************************	※ 名弗 /左宿
	分割/月額	一括	教材費/年額	登録費/年額
前期(4~9月)	13,670円	82,020円	15 450 FD	5 150 M
後期(10~翌3月)	17,670円	106,020円	15,450円	5,150円

(13) 駐車場について

上通センターには駐車場がございませんので、最寄りの駐車場をご利用下さい。

= 受講約款=

事業者主体名	公益財団法人 熊本YMCA			
	専務理事 岡 成也 熊本市中央区新町1-3-8			
	Tel 096-353-6397			
提供講座	 日本語教師養成講座(当講座) 日本語教育能力検定試験対策講座			
	 英会話講座 英語資格講座 中国語講座 韓国語講座			
	ドイツ語講座 スペイン語講座 フランス語講座			
	1 1 2 Hall 1/22 1 1 1 Hall 1/22 2 2 1 1 Hall 1/22			
講座形態	 グループレッスン(当講座は1クラス8名まで)、プライベートレッ			
	スン			
講座期間	 当講座は4月〜翌年3月または10月〜翌年9月の12ヶ月を標準			
	とします。(年間43週実施)			
	こしよう。(中国生の過失心)			
講座時数	 グループレッスン(当講座は前期1回120分、後期1回150分)			
	1クラスの年間授業回数 43回			
	1777ペップ中間及来四数 40回			
指導者	 当講座は日本人講師が担当します。			
14 等 4				
参加費	 当講座は YMCA会員 13,670円(分割の場合、毎月)			
	一般参加者 14,350円(分割の場合、毎月)			
	双参加名 14, 33011(万亩22%)			
登 録 費	 当講座は5,150円(初回のみ)			
】 】教 材 費	当講座は15,450円(年間)			
教 材 賃	ヨ神座は13,430円(牛肉) 			
支 払 方 法	①一括			
又払力伝	②分割の場合、指定金融機関口座より月々自動引落若しくは現金一括			
	納入。ただし、新規入会者については、初月・翌月分参加費、教材費			
b II V B II	をレッスンスタートまでに現金にて納入いただきます。			
クーリング・オフ	1 との事工も巫婦しも日よと相嫌しゃら日と何思してよっ思い			
	1. この書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、			
	受講者は書面によって契約の解除を行うことができます。			
	クーリング・オフは、当該契約の解除に係る書面を発した時に、			
	その効力を生ずるものとします。			
	2.1.の契約の解除があった場合、熊本YMCAはその契約解除に			

伴う損害賠償、違約金の請求を行いません。

授業を提供した場合も金銭の支払いを請求いたしません。 金銭を受領している場合、速やかにその全額(参加費、教材費)

を返金いたします。

中途解約(退会)

この書面を受領した日から起算して8日を経過した後は、将来に向か って契約の解除を行うことができます。ただし、一旦納入された以下 の費用については、ご負担いただきます。

<受講開始後>

- ○月払い納入の場合
 - ・20,600円(コンピュータシステム登録料、入会手続関係 費用、その他)
 - ・契約解除申し出がなされた月の参加費
- ○一括納入の場合
 - ・20,600円(コンピュータシステム登録料、入会手続関係 費用、その他)
 - ・既に受講された月数に応じた参加費 [算出方法]参加費(月額)×受講月数で算出し、残額は返金 いたします。

受講契約締結年月日 20 年 月 日

受講契約締結担当者

担当者名

※クーリング・オフ、中途解約の規定は、提供講座の期間が2ヶ月を超え、かつ支払総額が 5万円を超える場合に適用されます。

【受付業務時間】

◆ 上 通 セ ン ター

〒860-0845 熊本市中央区上通町 5-5

TEL (096)352-2344 FAX (096)352-2387

	開館	受付業務終了及び 閉 館
月~木	10:00	21:30
金	10:00	18:30
土	8:30	17:00
休講日	10:00	18:30

会員及び利用者等の個人情報の取扱について

公益財団法人熊本YMCA(以下、「熊本YMCA」という。)は、皆様が熊本YMCAの実施する講座・講習会へのご参加に際して、皆様よりご提出いただいたYMCA登録カード若しくは申込書等に記載された個人情報及びプログラム実施中等に撮影した写真については、下記の①から⑩の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。また、あらかじめ皆様の同意を得ないで利用目的の範囲を超えて取扱うことはいたしません。公開情報等から間接的に取得する場合も同様です。なお、下記の利用にお差し支えある場合は、所属YMCAへお申し出下さい。

【保有個人データの利用目的】

- ① 熊本YMCA内部における、会員及び利用者等の登録、変更及び抹消等の管理、 会計及び経理業務、サービスの提供のための管理業務を行うため
- ② 熊本YMCAが講座、講習会その他諸行事等を実施するに当たって、会員及び利用 者等ご本人であることを確認するため
- ③ YMCAが実施する講座、講習会その他諸行事等の案内書、募金依頼に関する文書 及びYMCAニュース等の配布物送付を行うため
- ④ 会員及び利用者等からのお問合せへの回答、拾得物の連絡、その他緊急時の個別 お問合せへの連絡を行うため
- ⑤ 会費、参加費等納入のお問合せ及びご連絡を行うため
- ⑥ 会員及び利用者等に対するEメールを利用した情報の提供を行うため
- ⑦ 熊本YMCAが行う業務やサービスの維持・改善のための基礎資料作成を行うため
- ⑧ 熊本YMCAが提供するサービスに関するアンケート、調査、意見の受領等により サービスの改善に役立てる資料の入手を行うため
- ⑨ 熊本YMCA事業報告書の掲載用写真として使用するため
- ⑩ 熊本YMCAの事業を広報するための制作物(リーフレット・HP・ビデオなど) の掲載用写真として使用するため